

北海道耐震改修促進計画

令和 3 年 4 月

北海道

北海道耐震改修促進計画

[目 次]

第1章	計画の目的等	
1	背景と目的.....	1
2	計画の位置付け.....	2
3	計画の期間.....	2
第2章	道内における近年の主な被害地震と想定される地震による被害予測等	
1	北海道の被害地震と取組の必要性.....	3
2	北海道における想定地震.....	4
3	想定地震による建築物被害想定.....	5
第3章	住宅・建築物の耐震化に係る現状と目標	
1	住宅・建築物の耐震化の現状.....	6
2	住宅・建築物の耐震化の目標.....	10
第4章	住宅・建築物の耐震化の促進に向けた各主体の役割	
1	各主体の役割.....	12
2	地方公共団体の役割.....	12
3	所有者の役割.....	12
4	建築関連事業者の役割.....	12
第5章	住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策	
1	耐震化の促進に向けた施策.....	13
2	住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及.....	14
3	耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備.....	17
4	耐震診断・改修を担う人材の技術力向上.....	25
第6章	建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携	
1	耐震改修促進法に基づく指導等.....	26
2	建築基準法に基づく勧告又は命令.....	26
3	所管行政庁との連携.....	26
第7章	計画の推進に関する事項	
1	市町村耐震改修促進計画.....	28
2	市町村及び関係団体との連携.....	28
3	道の計画推進体制.....	28

第1章 計画の目的等

1 背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人もの尊い命が失われ、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。国では、この教訓を踏まえ、同年10月に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）を制定しました。

その後、平成18年に耐震改修促進法を改正し、国の基本方針に基づき、都道府県が当該区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めることが義務付けられたことから、道では、同年12月に計画期間を10箇年とする「北海道耐震改修促進計画」を策定し、平成28年5月に計画を見直してきました。

近年においては、平成20年の岩手・宮城県内陸地震、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年の大阪府北部を震源とする地震など大地震が頻発しており、本道においても、平成30年9月に発生した胆振東部地震では、最大震度7を観測するなど、これまで経験したことがない災害に見舞われ、今後も高い確率で発生が指摘されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、甚大な被害が生じることも懸念されています。

こうした状況を踏まえ、引き続き地震による被害の軽減を図り、道民の方々の安全で安心な生活を確保するため、道内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、「北海道耐震改修促進計画」を見直すものです。なお、今後、国などから、新たな知見や対策内容などが示された場合には、これらに基づき、適宜、本計画の内容を見直していくこととします。

本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1（貧困をなくそう）、11（住み続けられるまちづくりを）、13（気候変動に具体的な対策を）の達成に資するものであり、災害に対して建築物の倒壊等から人命を守り、脆弱性を軽減することなどを目指すものです。



「ゴール(抜粋)」
災害からの脆弱性を軽減する。



「ゴール(抜粋)」
災害による被災者数等を大幅に削減する。



「ゴール(抜粋)」
自然災害に対する強靱性等を強化する。

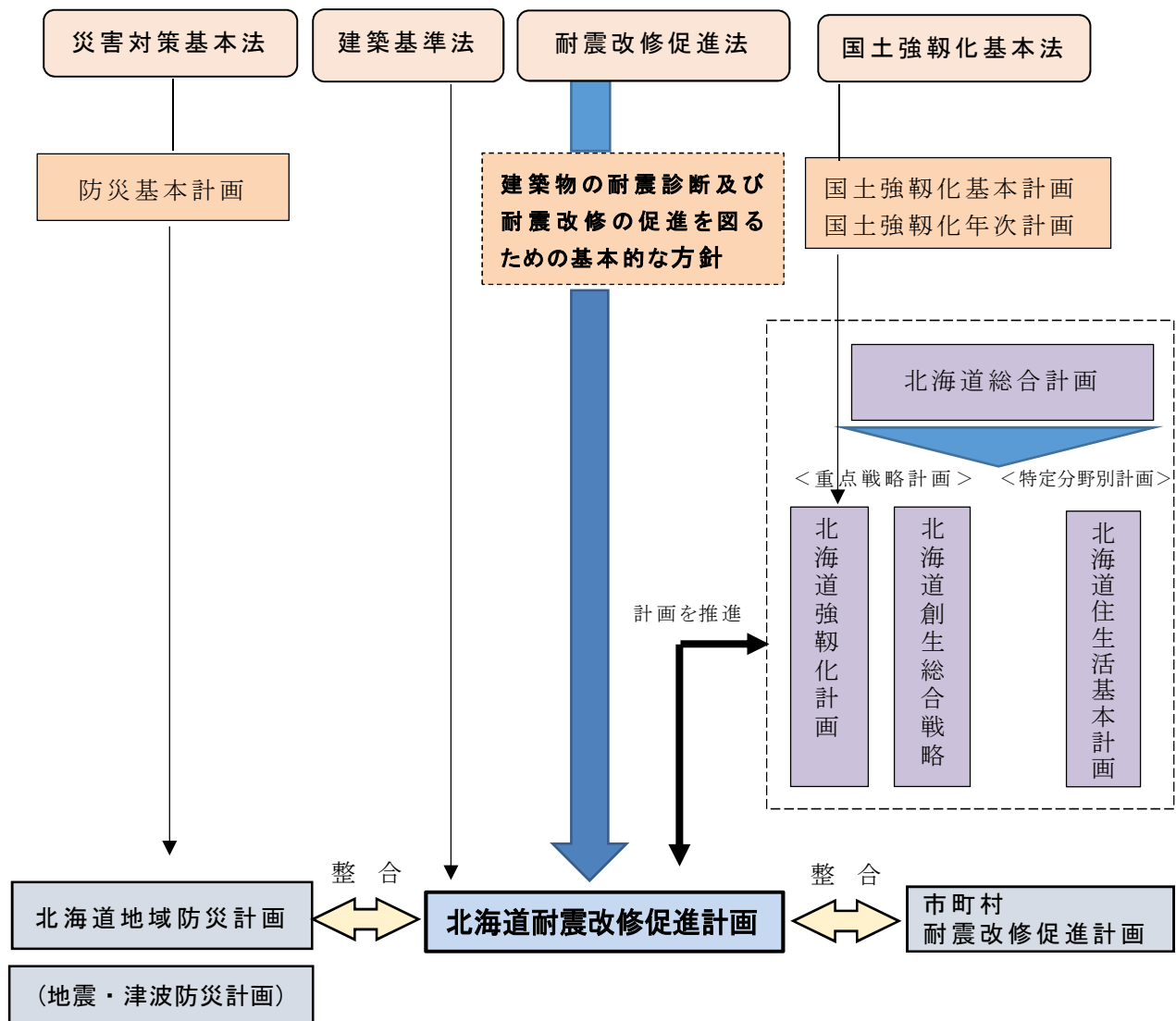
※ 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals :SDGs)
2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール(目標)と、それぞれの下に、より具体的な169のターゲットがある。全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

2 計画の位置付け

北海道耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき、北海道の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために定めるものです。

本計画は、「北海道地域防災計画」や市町村における「耐震改修促進計画」と整合を図るほか、「北海道総合計画」の重点戦略計画である「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」及び特定分野別計画である「北海道住生活基本計画」などと連携・協調して計画を推進します。

<北海道耐震改修促進計画の位置付け>



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第2章 道内における近年の主な被害地震と想定される地震による被害予測等

1 北海道の被害地震と取組の必要性

北海道で記録が残っている被害地震は、1611年（慶長16年）の三陸はるか沖地震以来、約400年間に100回以上発生しており、平成元年度以降においても、「平成5年(1993年)釧路沖地震」、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」、「平成15年(2003年)十勝沖地震」などのほか、平成30年9月に発生した胆振東部地震では、死者44名、負傷者785名、住家全壊491棟、半壊1,816棟、一部損壊47,105棟に及ぶ甚大な被害を受けました（令和2年9月1日現在）。

<平成元年以降に発生した道内の主な被害地震>

[北海道地域防災計画（抜粋）]

地域	発 生 年 月 日 地 震 災 害 名	規 模 (M)	最 大 震 度	被 害 状 況
太	平成5年(1993年)1月15日 「平成5年(1993年)釧路沖地震」	7.5	6	釧路地方に被害 死者2、負傷者966、 住家全壊53、半壊254
	平成6年(1994年)10月4日 「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」	8.2	6	釧路、根室地方に被害 負傷者436、住家全壊61、半壊348
平	平成15年(2003年)9月26日 「平成15年(2003年)十勝沖地震」	8.0	6弱	太平洋沿岸一帯に被害 不明者2、負傷者847、 住戸全壊116、半壊368
洋	平成16年(2004年)11月29日 (釧路沖の地震)	7.1	5強	釧路、根室、十勝地方に被害、津波 負傷者52、住家全壊1、一部破損4
	平成16年(2004年)12月6日 (釧路沖の地震)	6.9	5強	釧路、根室地方に被害 負傷者12
沿	平成17年(2005年)1月18日 (釧路沖の地震)	6.4	5強	負傷者1
	平成23年(2011年)3月11日 「平成23年(2011年)東北地方太平洋 沖地震」	9.0	4	太平洋沿岸を中心に被害、津波 死者1、負傷者3、 住家半壊4、一部損壊7
	平成28年(2016年)6月16日 (内浦湾の地震)	5.3	6弱	負傷者1 住家一部損壊3
早	平成5年(1993年)7月12日 「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」	7.8	6	奥尻を中心に大被害、大津波 死者201、不明者28、負傷者323、 住家全壊601、半壊408
内	平成7年(1995年)5月23日 (空知地方中部の地震)	5.9	5	空知、留萌地方を中心に被害 負傷者4、住家一部損壊59
	平成16年(2004年)12月14日 (留萌地方南部の地震)	6.1	5強	留萌地方を中心に被害 負傷者8、住家一部損壊165
陸	平成30年(2018年)9月6日 「平成30年北海道胆振東部地震」	6.7	7	石狩、胆振地方を中心に被害 死者44、負傷者785、 住家全壊491、半壊1,816、 一部損壊47,105 (R2.9.1現在)

注)「規模(M)」欄の数値は、マグニチュードを表す。地震災害名の「」は、気象庁により命名された地震を表す。

「北海道地域防災計画」では、北海道に被害を及ぼす可能性のある地震として、海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別して30の地震を想定しています。

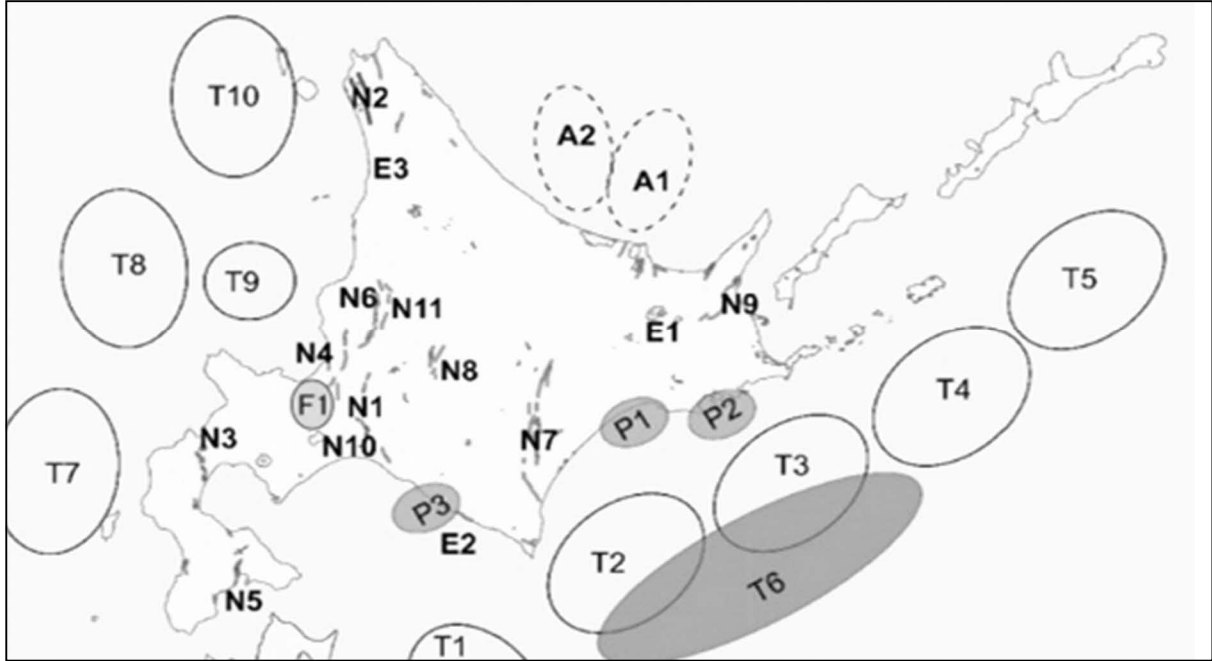
また、内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」は、令和2年4月に、北海道から岩手県沖以北の太平洋沖の最大クラスの地震・津波断層モデルの検討結果を公表しました。推計された震度分布では、北海道の太平洋側の広い範囲で強い揺れが推定されており、道東の一部では震度7に及ぶとされているほか、日本海側における地震など、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、住宅や建築物の耐震化は、重要かつ緊急的な課題として、その促進に向けた積極的な取組が必要です。

2 北海道における想定地震

本計画では、「北海道地域防災計画」に基づき、30の地震を想定します。

<想定地震>

[北海道地域防災計画（令和元年(2019年)5月）抜粋]



海溝型地震			内陸型地震					
千島海溝／日本海溝	T1	三陸沖北部	活断層帯	N1	石狩低地東縁主部	活断層帯	N9	標津
	T2	十勝沖			主部北部		N10	石狩低地東縁南部
	T3	根室沖			主部南部		N11	沼田－砂川付近
	T4	色丹島沖		N2	サロベツ	F1	札幌直下	
	T5	択捉島沖		N3	黒松内低地			
	T6	500年間隔地震		N4	当別	既往の内陸地震	E1	弟子屈地域
日本海東縁部	T7	北海道南西沖		N5	函館平野西縁		E2	浦河周辺
	T8	積丹半島沖		N6	増毛山地東縁		E3	道北地域
	T9	留萌沖		N7	十勝平野			
	T10	北海道北西沖			主部			
プレート内	P1	釧路直下		N8	光地園	オホーツク海	A1	網走沖
	P2	厚岸直下	富良野		A2		紋別沖	
	P3	日高中部	西部					
				東部				

3 想定地震による建築物被害想定

道では、「北海道地域防災計画」の想定地震に基づき、各(総合)振興局管内で地震に係る被害想定調査を実施しており、人的被害(死者数)が最大となる被害想定結果は、以下のとおりとなっています。

これらの想定地震による建築物被害を軽減するためには、市町村と連携した取組が不可欠です。

<各振興局管内で人的被害が最大となる地震に係る被害想定>

[地震被害想定等調査結果報告書(北海道総務部危機対策局危機対策課〔平成30年(2018年)2月〕公表)抜粋]

(総合)振興局	振興局ごとに人的被害(死者数)が最大となる想定地震	最大震度	人的被害			建物被害(揺れに起因)		
			総人口	死者数	重軽傷者数	総棟数	全壊棟数 (全壊割合)	全半壊棟数 (全半壊割合)
空知	沼田-砂川付近の断層帯(N11)	7	311,713	366	768	162,359	8,304 (5.1%)	15,278 (9.4%)
石狩	月寒背斜に関する断層(F1)	7	2,360,832	979	18,543	564,217	22,471 (4.0%)	64,283 (11.4%)
後志	北海道留萌沖(T9)	7	224,190	36	623	118,931	658 (0.6%)	3,900 (3.3%)
胆振	石狩低地東縁断層帯南部(N10)	7	413,968	58	706	161,835	1,676 (1.0%)	4,510 (2.8%)
日高	石狩低地東縁断層帯南部(N10)	7	73,316	9	199	54,888	463 (0.8%)	1,565 (2.9%)
渡島	函館平野西縁断層帯(N5)	7	424,808	35	634	188,265	1,765 (0.9%)	4,986 (2.6%)
檜山	北海道南西沖(T7)	7	40,312	18	291	29,105	716 (2.5%)	2,414 (8.3%)
上川	富良野断層帯西部(N8)	7	521,087	46	518	224,059	1,306 (0.6%)	3,171 (1.4%)
留萌	増毛山地東縁断層帯(N6)	7	50,170	24	424	31,599	950 (3.0%)	3,163 (10.0%)
宗谷	北海道北西沖(T10)	7	68,153	103	277	37,118	2,224 (6.0%)	4,031 (10.9%)
ホーツ	標津断層帯(N9)	7	305,998	36	365	152,607	1,640 (1.1%)	4,318 (2.8%)
十勝	十勝平野断層帯主部(N7)	7	351,443	68	1,390	175,596	3,301 (1.9%)	11,118 (6.3%)
釧路	十勝沖(T2)	6強	248,209	20	684	106,417	493 (0.5%)	2,945 (2.8%)
根室	標津断層帯(N9)	6強	80,847	5	170	49,380	201 (0.4%)	1,287 (2.6%)

注)「北海道地域防災計画」の見直しがあった場合には、適宜、見直します。

第3章 住宅・建築物の耐震化に係る現状と目標

1 住宅・建築物の耐震化の現状

平成18年度に「北海道耐震改修促進計画」を策定した時点における住宅及び耐震改修促進法第14条第1項に掲げる多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）の耐震化率については、住宅が76.2%、多数利用建築物が78.0%でした。

この間、平成28年度に計画を見直し、令和2年度までに、それぞれ耐震化率を少なくとも95%にすることを目標に耐震化の促進に取り組んできました。

令和2年度時点での耐震化の現状は、住宅においては総数約2,445千戸のうち、約2,216千戸が耐震性を確保していると推定され、耐震化率は90.6%で、目標に比べ4.4ポイント下回り、計画策定時から14.4ポイント増加しました。また、多数利用建築物においては総数約264百棟のうち、約247百棟が耐震性を確保していると推定され、耐震化率は93.7%で、目標に比べ1.3ポイント下回り、計画策定時から15.7ポイント増加しました。

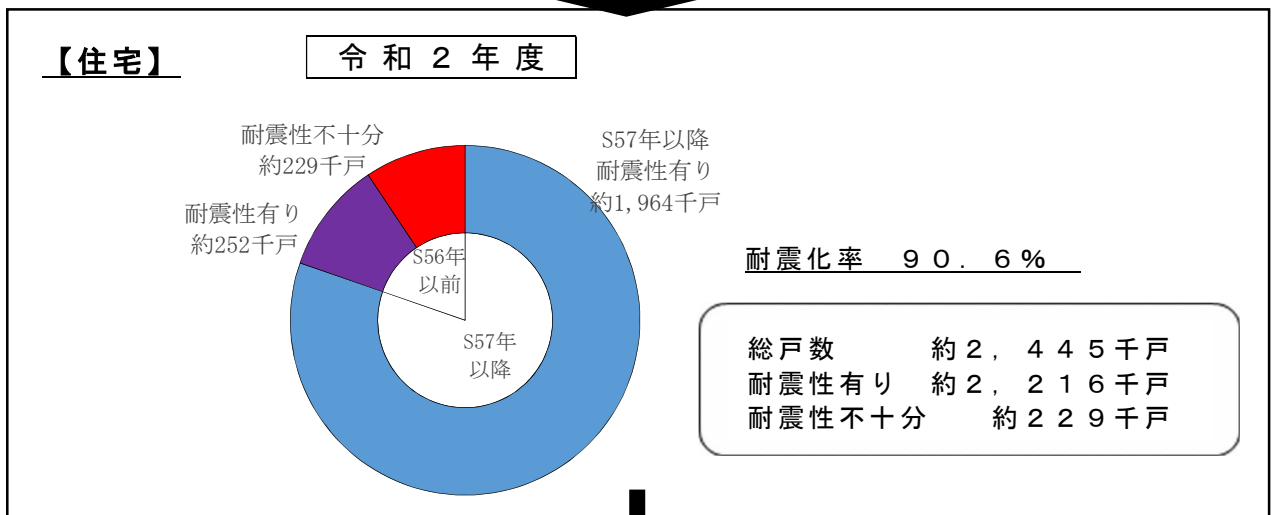
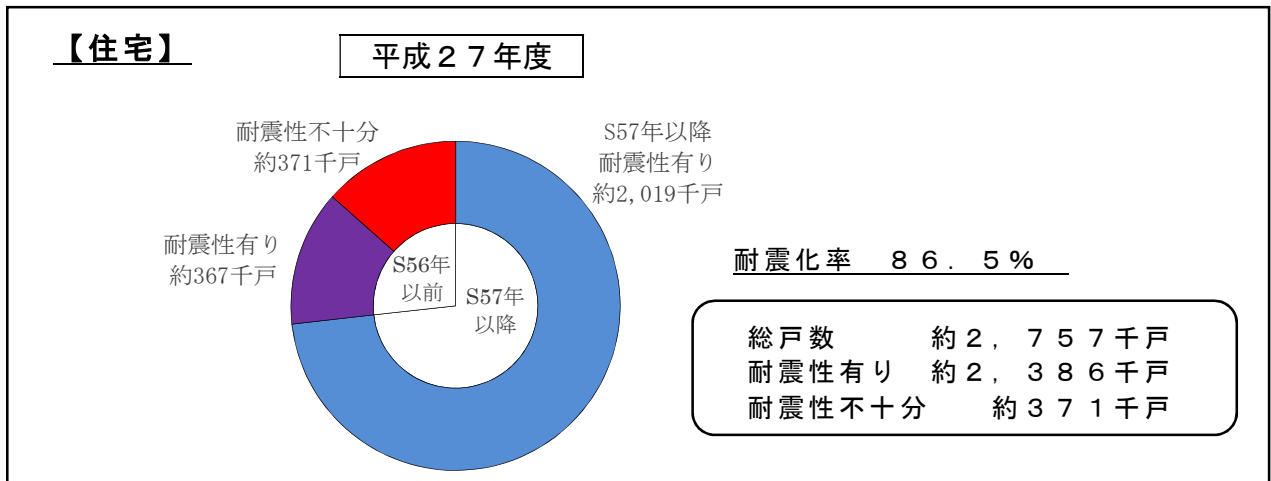
さらに、住宅の耐震化率を「戸建て住宅」と「共同住宅」別に細区分すると、戸建て住宅の耐震化率は85.9%、共同住宅の耐震化率は95.7%となっています。また、耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び同法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）の耐震化率は80.7%となっています。

区 分		住 宅	多数利用建築物
H18年度耐震化率 (計画策定当初)	(A) 実 績	76.2%	78.0%
H27年度耐震化率 (当初計画実績)	目 標 (H27年度まで)	90%	90%
	実 績	86.5%	93.0%
R2年度耐震化率 (前計画実績)	(B) 目 標 (R2年度まで)	95%	95%
	(C) 実 績	90.6%	93.7%
	対 目 標 比 (C-B)	▲ 4.4ポイント	▲ 1.3ポイント
	H18年度実績比 (C-A)	14.4ポイント	15.7ポイント

<令和2年度における耐震化率実績再掲>

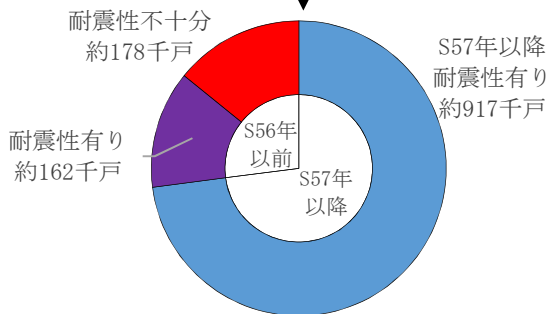
区 分	住 宅		多数利用建築物	耐震診断義務付 け対象建築物
	戸建て住宅	共同住宅		
耐震化率	90.6%	85.9%	93.7%	80.7%

＜道内の耐震化の状況＞



《令和2年度の内訳》

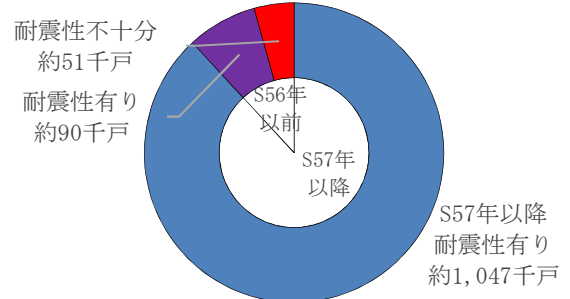
戸建て住宅



耐震化率 85.9%

総戸数	約1,257千戸
耐震性有り	約1,079千戸
耐震性不十分	約178千戸

共同住宅



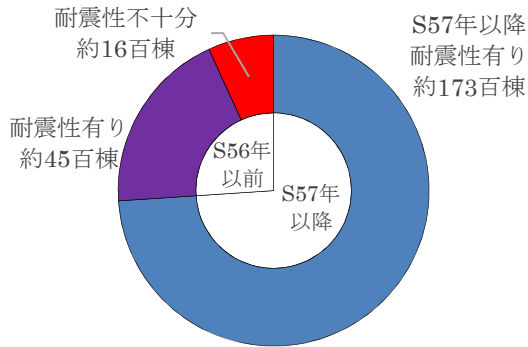
耐震化率 95.7%

総戸数	約1,188千戸
耐震性有り	約1,137千戸
耐震性不十分	約51千戸

＜道内の耐震化の状況＞

【多数利用建築物】

平成 27 年度

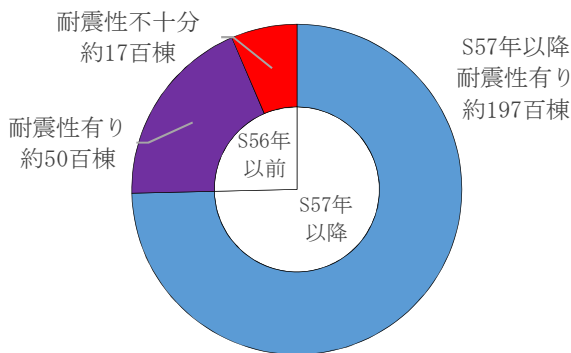


耐震化率 93.0%

総戸数	約234百棟
耐震性有り	約218百棟
耐震性不十分	約16百棟

【多数利用建築物】

令和 2 年度

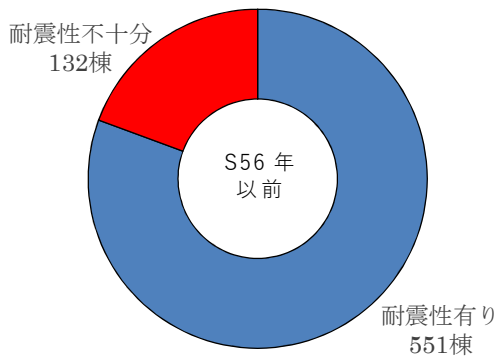


耐震化率 93.7%

総戸数	約264百棟
耐震性有り	約247百棟
耐震性不十分	約17百棟

【耐震診断義務付け対象建築物】

令和 2 年度



耐震化率 80.7%

総戸数	683棟
耐震性有り	551棟
耐震性不十分	132棟
(工事未着手)	

<多数利用建築物等一覧表>

用 途		多数利用建築物 (法第14条)	耐震診断義務付け 対象建築物 (法附則第3条)
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の 前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000 ㎡以上 (屋内運動場の面積 を含む。)	階数2以上かつ3,000 ㎡以上 (屋内運動場の面積 を含む。)
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000 ㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000 ㎡以上	階数1以上かつ5,000 ㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000 ㎡以上	階数3以上かつ5,000 ㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000 ㎡以上	階数2以上かつ5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに 類するもの			
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ500㎡ 以上	階数2以上かつ1,500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000 ㎡以上	階数3以上かつ5,000 ㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗 降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			

2 住宅・建築物の耐震化の目標

本計画では、道内の耐震化率の現況などを踏まえ、住宅の耐震化率については、令和7年度までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、令和12年度までには耐震性の不十分な住宅を「おおむね解消」することを目指し、計画期間内においてもできる限りの取組を進めます。

また、多数利用建築物、耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年度までに耐震性の不十分な建築物を「おおむね解消」することを目標とします。

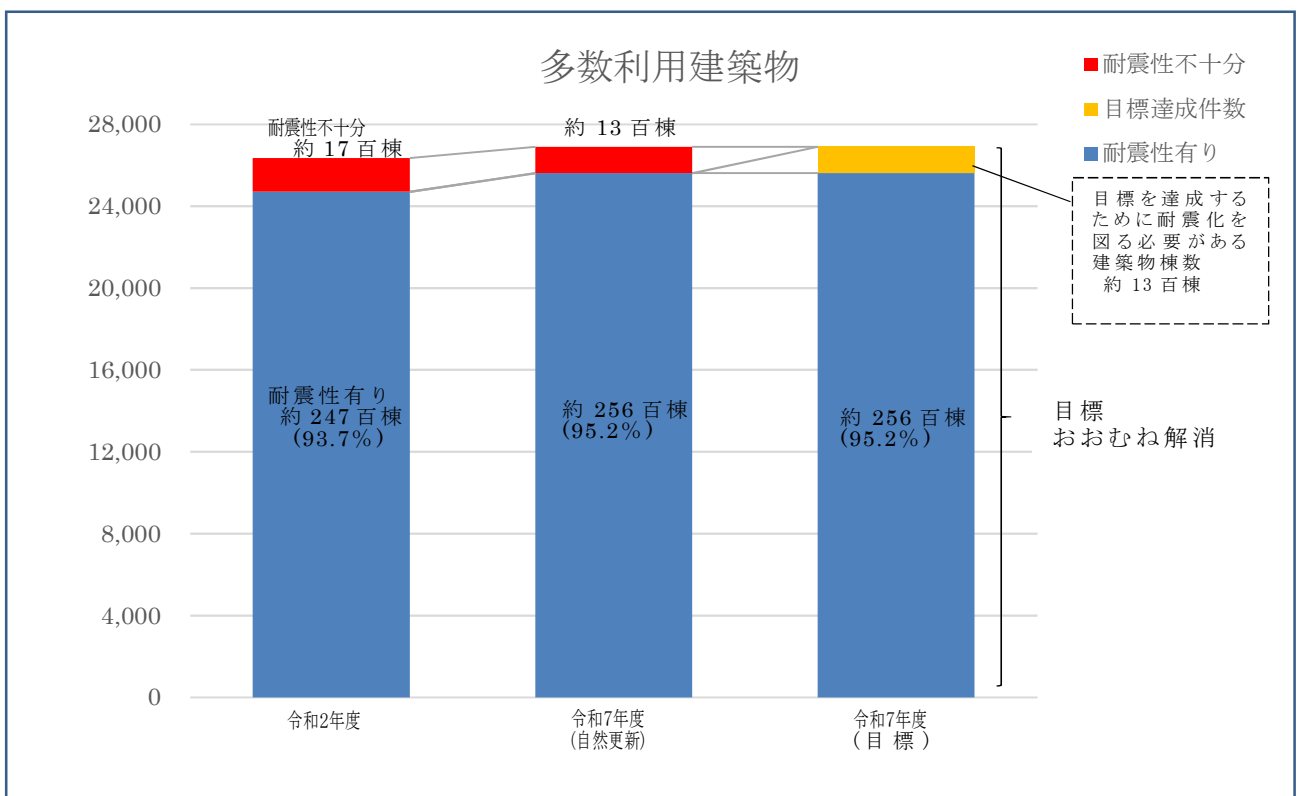
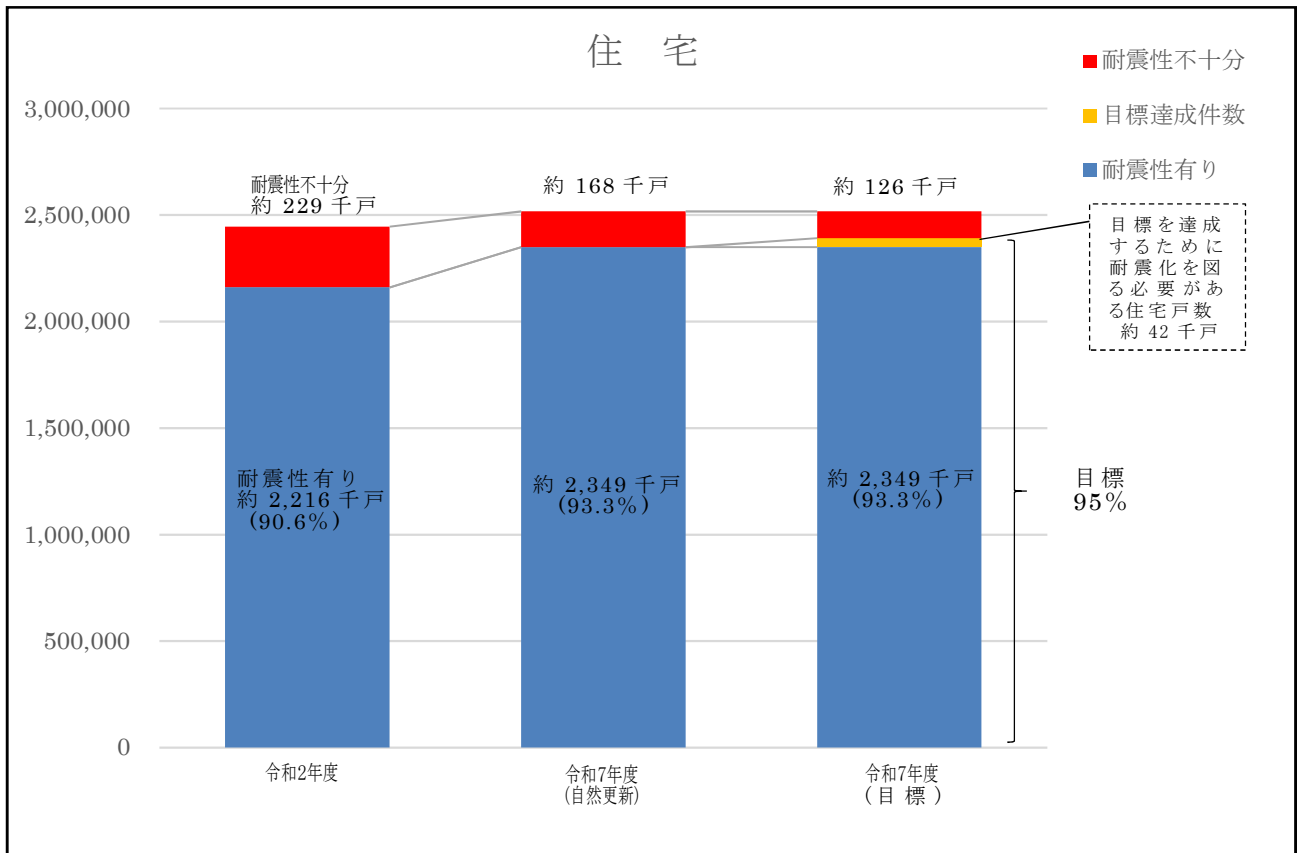
令和7年度 耐震化率の目標

住宅：95%

多数利用建築物：おおむね解消

耐震診断義務付け対象建築物：おおむね解消

＜耐震化率の目標達成に必要な住宅及び多数利用建築物の数＞



第4章 住宅・建築物の耐震化の促進に向けた各主体の役割

1 各主体の役割

北海道における住宅・建築物の耐震改修を強力に推進していくためには、住宅や建築物の所有者や建築関連事業者の理解と協力が不可欠であることから、耐震化の促進に向けて、地方公共団体の役割のほか、所有者及び建築関連事業者の役割を定めます。

2 地方公共団体の役割

住民の安全・安心を確保することは、地方公共団体の重要な責務であり、耐震診断・改修への支援や環境整備などに努めるとともに、所有者として耐震化に率先して取り組むこととします。

(1) 道の役割

道は、広域的・総合的な観点から、市町村と連携しながら耐震化の促進に向けた普及啓発や環境整備等の施策を推進します。

(2) 市町村の役割

市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として即地的な観点から、地域の実情に応じた耐震化の推進に向けた普及啓発、環境整備等の施策を主体的かつ計画的に展開します。

3 所有者の役割

住宅や建築物は、地域社会のなかの構成員である住民の生活基盤であり、また、企業等においては経済活動の基盤でもあります。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制といった都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、自らの問題のみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとします。

4 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性を確保することが人命に関わることを再認識し、所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物の建築、改修、維持管理に努めるものとします。

第5章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化の促進に向けた施策

住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、次の3つの施策を基本とし、国の住宅・建築物耐震改修事業等の活用と、庁内や市町村との連携を図りながら、効果的、効率的な施策を展開します。

- (1) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- (2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備
- (3) 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

<住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策の体系>

施 策	施 策 の 内 容
(1) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ① パンフレットやインターネットを活用した普及啓発 ② セミナー等の開催による普及啓発 ③ 地域における耐震化の取組の推進 ④ 地震防災マップの更新・公表の促進
(2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の耐震化の促進 ② 住宅の建替・除却等の促進 ③ 多数利用建築物の耐震化の促進 ④ 不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化の促進 ⑤ 地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進 ⑥ 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進 ⑦ 公共建築物の耐震化の促進 ⑧ その他の地震時の安全対策の推進 ⑨ 耐震診断・改修に係る相談体制の充実
(3) 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 耐震診断・改修技術講習会の開催 ② 耐震改修工法や地震防災対策の研究・技術開発の推進

2 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

道は、住宅や建築物の所有者に対して、地震に対する安全性確保の重要性を認識してもらうとともに、耐震診断や耐震改修の必要性や効果について普及啓発を図ります。

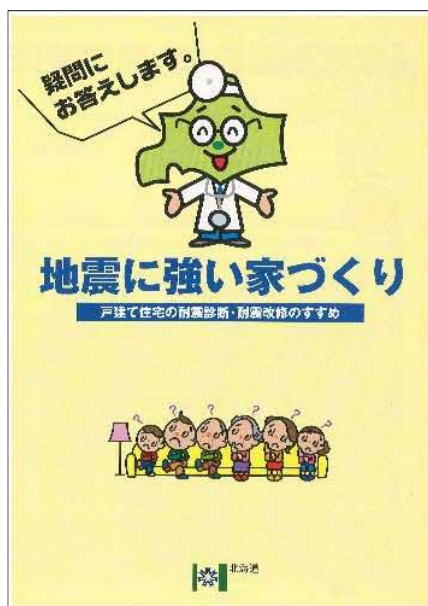
(1) パンフレットやインターネットを活用した普及啓発

住宅・建築物の耐震化の促進に向けた一般向けのパンフレットや多数利用建築物の所有者向けのリーフレットについて、法律の改正などを踏まえて内容を更新するとともに、市町村を通じて町内会等に周知できるよう、市町村に対して必要な情報提供を行います。

道及び市町村は、一般向けのパンフレットや一般財団法人日本建築防災協会が発行するパンフレット等を、建築関係団体と連携しながら相談窓口や住宅関連イベントなどを通じて配布するとともに、パンフレットの内容をホームページにも掲載し、耐震化の重要性などについての普及啓発に努めます。

そのほか、インターネットによる住まいに関するポータルサイト「きた住まいるランド」を活用し、所有者や建築技術者ニーズに的確に対応した情報提供の充実に努めます。

<一般向けパンフレット>



<住まいに関するポータルサイト「きた住まいるランド」>



耐震改修促進法では、建築物の耐震化を円滑に促進するため、耐震改修工事に係る容積率・建ぺい率の緩和などの各種認定制度を設けています。道では、住宅や建築物の所有者に対して、これらの認定制度の内容の周知に努め、これらの制度をパンフレットやホームページ等に掲載して、情報提供に努めていきます。

<耐震改修促進法による各種認定制度>

- ・ **耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和（法第 17 条）**

所管行政庁から、耐震改修計画の認定を受けた建築物は、耐震改修で増築する場合は、容積率・建ぺい率の特例措置が認められ、これまで床面積が増加することにより採用できない耐震改修工事の拡大を図ることが可能

- ・ **建築物の地震に対する安全性の表示制度（法第 22 条）**

所管行政庁から、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、広告等に耐震基準への適合認定を受けたことを表示することが可能

<耐震基準適合認定表示制度>



- ・ **区分所有建築物の議決要件の緩和（法第 25 条）**

所管行政庁から、耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）は、大規模な耐震改修を行おうとする場合の議決要件が 3/4 以上から 1/2 超に緩和（建物の区分所有権に関する法律の特例）

(2) セミナー等の開催による普及啓発

耐震診断・耐震改修の重要性や必要性に関する知識の普及を図るため、地震防災セミナーを引き続き開催するとともに、市町村と連携して、町内会などを単位とした出前講座を開催します。

また、学校や地域で開催される防災学習会など防災教育の場において、道の防災担当部局や教育機関と連携して、建築物の耐震化に関する知識の普及に努めます。

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と合わせて耐震改修が行われるよう、道及び市町村は、一般向けのリフォームセミナー等を活用して、所有者に対する耐震化の普及啓発を図ります。

(3) 地域における耐震化の取組の推進

耐震化の取組は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として認識することに加え、地域の問題として捉え、地域防災対策の普及・啓発を推進していくことが効果的です。

町内会等は地域の災害対応において重要な役割を果たすとともに、平時においても、地震時の危険箇所の点検、過去の地震被害の伝承、耐震化の啓発活動などへの取組が期待されます。

市町村は、地域に根ざした専門家、町内会、自主防災組織、特定非営利法人（NPO）等との連携を図り、地域単位の幅広い取組を支援する施策を講じることとし、道は、市町村を通じて、住宅・建築物の耐震化促進に向けたパンフレットなどの配布や必要な情報の提供などを通じて地域における様々な耐震化への取組を推進します。

(4) 地震防災マップの更新・公表の促進

各地域において発生のおそれがある地震や発生時に想定される建築物被害等を住民の方々に伝え、注意を喚起することは、防災意識の高揚を図る上で重要です。

地震防災マップは、住民に理解しやすく、身近で詳細な情報が示されており、道内の全ての市町村では、地震防災マップのひとつである「揺れやすさマップ」を作成していることから、更新に関する支援を行い、マップの更新や公表の促進を図ります。

3 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

道及び市町村は、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や、耐震診断・改修に関する相談体制の充実などの環境整備に努めます。

(1) 住宅の耐震化の促進

① 住宅の耐震診断の促進

耐震診断は、所有者が耐震改修の必要性を判断する上で重要な調査であり、防災意識の向上や地震に対する不安解消に寄与します。

道では、各（総合）振興局において実施している戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断の利用促進に向けて、胆振東部地震における建築物の形状による被害の特徴などを道民に広く伝え、耐震化の重要性を認識していただくとともに、ホームページにより、耐震診断技術者情報を提供するなどして、引き続き耐震診断の実施の促進に努めます。

また、国の補助制度を活用して、耐震診断費用を補助する市町村に対する補助制度を設けています。

令和2年末時点で、補助制度を設けていない市町村もあることから、より多くの市町村において耐震診断に対する補助制度が創設されるよう働きかけていきます。

（令和2年末現在、無料耐震診断を市町村が独自に実施している市町村 37 市町村。
耐震診断に係る補助制度を設けている市町村 52 市町村）

② 住宅の耐震改修の促進

道では、国の補助制度を活用して、耐震改修費用を補助する市町村に対する補助制度を設けています。

令和2年末時点で、補助制度を設けていない市町村もあることから、所有者の負担軽減を図り、耐震化の促進を図るため、より多くの市町村において耐震改修に対する補助制度が創設されるよう働きかけていきます。

（令和2年末現在、耐震改修に係る補助制度を設けている市町村 107 市町村）

③ 所有者のニーズに合わせた耐震改修の促進

耐震改修の促進にあたっては、建築物のライフサイクルや所有者の高齢化など様々な現状を踏まえ、安価な耐震改修工事を提案していきます。

また、住まいのリフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行うなど、関連事業者と連携し耐震改修を促進します。

住宅の耐震化が早期に実現するよう、建築物の所有者のニーズに合わせ、必要な情報を提供します。

④ 特定優良賃貸住宅の活用

住宅の耐震改修工事の実施に伴い、当該住宅を居住の用に供することが出来ない場合にあっては、入居者の仮住戸を円滑に確保する必要があります。

そのため、道内における公的賃貸住宅である特定優良賃貸住宅について、入居資格を有する入居者を確保することができない住戸を活用し、住宅の耐震改修工事（耐震改修促進法に基づく計画認定建築物に限る。）の実施に伴い、仮移転を必要とする特定入居者に対して、一定期間賃貸することができるものとします。

＜既存住宅耐震改修事業補助金（道）＞

市町村耐震改修促進計画に基づき、所有者に対して住宅の耐震改修費用を補助する市町村に対する補助

① 対象住宅

- ・ 所有者自ら居住している住宅
- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅
- ・ 耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断されたもの

② 対象工事

- ・ 耐震改修に係る工事

③ 補助率

- ・ 市町村が所有者に補助する額の 1 / 2 以内

④ 限度額

- ・ 411 千円（定率補助）
- ・ 350 千円（定額補助）（※耐震改修工事費が 300 万円以上の場合）

(2) 住宅の建替・除却等の促進

昭和 56 年以前の建築基準法の耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された住宅は、耐震性が確保されていない場合もあり、建築後、少なくとも 40 年以上が経過し住宅自体の老朽化も進んでいます。

このため、耐震改修をする際の費用が高額となり、改修に踏み切れない場合も多いと考えられます。

こうしたことを踏まえ、住宅の建替えの促進のほか、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅への住替えに伴う老朽化した既存住宅の除却の促進に取り組みます。

(3) 多数利用建築物の耐震化の促進

所管行政庁である道と 10 市（札幌市、函館市、小樽市、釧路市、苫小牧市、室蘭市、旭川市、帯広市、北見市、江別市）は、学校・病院などの多数利用建築物について、耐震性能の向上について適切な措置を講じることができるよう、耐震化の状況などを記載する台帳を整備しています。

道及び 10 市は、この台帳を活用しながら、多数利用建築物の耐震化の促進に努めるとともに、地震に対する安全性を確保するため耐震診断や耐震改修の必要があると認めるときは、その建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

(4) 不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化の促進

① 概要

既存耐震不適格建築物であって、多数利用建築物のうち、病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物及び学校・老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物について、所管行政庁は、耐震改修促進法に基づき耐震診断結果を公表しています。

＜耐震診断の結果を公表している建築物の棟数＞

(令和2年度(2020年度)末現在)

用 途	対 象 棟 数	耐震性がある棟数
病院、診療所	24	9
ホテル、旅館	61	30
幼稚園、保育所、小学校、中学校など	458	433
老人ホーム、身体障害者福祉センターなど	6	6
その他(百貨店・物販店など)	134	73
合 計	683	551

② 耐震改修の促進

道では、不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化を促進するとともに、所有者の負担軽減を図るため、国の補助制度を活用して、耐震改修費用を補助する市町村に対する補助制度や、所有者に対する融資制度を設けています。

また、耐震改修への補助制度を設けていない市町村に対する制度創設の働きかけを行うとともに、所有者に対する支援制度などの情報提供に努めます。

更に、新型コロナウイルス感染症拡大による耐震改修時期への影響も懸念されることから、所有者の意向把握に努めるなど、不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化を着実に進めていきます。

③ 指導・助言等

所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、地震に対する安全性を確保するため耐震改修の必要があると認めるときは、その建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第12条第1項の規定に基づき、耐震改修について必要な指導及び助言を行います。

なお、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等により公表することとします。

そのほか、建築基準法に基づく定期報告制度や「建築物防災週間」など様々な取組を活用して所有者への働きかけを行います。

＜民間大規模建築物耐震改修事業費補助金（道）＞

耐震診断が義務化されている民間大規模建築物の耐震改修費用を補助する市町村に対する補助

① 補助率

市町村が所有者に補助する額（耐震改修に要する費用の100分の23を限度とする。）の2分の1以内とし、市町村が負担する額の2倍を上限とする。

② 限度額

50,300 円/m²

＜中小企業総合振興資金貸付金（道）＞

耐震診断が義務化されている民間大規模建築物の耐震改修に取り組む観光事業者や百貨店などの中小企業者向け融資

① 融資対象

耐震改修促進法で定める大規模建築物を所有する中小企業者又は観光事業者であって、国又は市町村の耐震改修補助制度を活用して、施設の耐震改修に取り組むもの

② 資金使途

設備資金（耐震改修に要する費用とし、実施設計を含む。）

③ 融資金額

16 億円以内

④ 融資期間

20 年以内（うち据置 2 年以内）

⑤ 融資利率

[固定利率] 3 年以内 1.0%、5 年以内 1.2%、7 年以内 1.4%、
20 年以内 1.6%

[変動利率] 1.0%（融資期間が 3 年超えの場合に限る。）

- (5) **地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点建築物）の耐震化の促進**
大規模な地震が発生した場合において、災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設など、その利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点建築物）のうち、旧耐震基準により建築され、地震に対する安全性が明らかでないものは、耐震診断を行うとともに、耐震改修の促進を図る必要があります。

このため、次のとおり耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物を指定して、当該建築物の耐震性の確保を図ります。

耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づく要安全確認計画記載建築物として次の建築物を指定する。

耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、災害対策基本法第2条に規定する地域防災計画において、地震が発生した場合における避難所として位置付けられているもの、又は位置付けられることが確実なもの

また、地震発生時に避難所として活用することについて、市町村と要安全確認計画記載建築物として必要な協定を締結しているもの

- (6) **地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進**

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、第1次から第3次までの緊急輸送道路が位置付けられています。

道では、緊急輸送道路は、地震によって沿道の建築物が倒壊した場合において、緊急車両の通行や住民の避難を確保することから、耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路に指定することとします。

また、この緊急輸送道路の沿道にある建築物で、前面道路幅員に対し一定の高さなどを有するものは、市町村と連携して、建築物の所有者に対し、地震時の倒壊により道路を閉塞するおそれがある建築物であることを伝えるとともに、当該建築物の耐震診断の実施を促すこととし、地震に対する安全性を確保するため耐震改修の必要があると認めるときは、耐震改修を実施するよう指導・助言等を行っていきます。

緊急輸送道路に見直しがあった場合にも、同様に対応していきます。

市町村においても、地域における避難路、密集市街地内の道路など地域防災計画との整合を図りながら、重要性や必要性を勘案し、地震発生時に通行を確保すべき道路を耐震改修促進計画において定めるなど、沿道の建築物の耐震化の促進に努める必要があります。

<北海道の緊急輸送道路>

[北海道緊急輸送道路ネットワーク計画(北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会)抜粋]

第1次緊急輸送道路

道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

(7) 公共建築物の耐震化の促進

① 公共建築物の耐震化の状況

地方公共団体が所有する多数利用建築物（以下「特定公共建築物」という。）は、速やかに耐震診断及び耐震改修を実施し、耐震化を進めていく必要があります。

道内の特定公共建築物の耐震化率は、平成27年3月時点で、90.1%（道99.2%、市町村88.3%）であったものが、令和2年3月時点では、95.3%（道99.8%、市町村94.4%）となっており、5年間で、道が約1ポイント、市町村では約6ポイント上昇しており、道内における公共建築物の耐震化は着実に進んでいます。

<道内の特定公共建築物の耐震化の状況>

管理主体	年度	対象棟数 A=B+C	S57以降 建築棟数 耐震性有 B	S56以前 建築棟数 C	耐震診断 で耐震性 が確認さ れた棟数 D	耐震改修 実施棟数 E	耐震性 不十分	耐震化率 (B+D+E)/A
北海道	H26	1,256	812	444	334	100	10	99.2%
	R1	1,210	821	389	285	102	2	99.8%
市町村	H26	6,573	3,779	2,794	1,162	864	768	88.3%
	R1	6,364	3,918	2,446	1,068	1,021	357	94.4%
合計	H26	7,829	4,591	3,238	1,496	964	778	90.1%
	R1	7,574	4,739	2,835	1,353	1,123	359	95.3%

② 道有施設の耐震化の推進

道所有の特定公共建築物については、平成18年度から毎年調査を実施し、施設ごとに耐震診断・耐震改修の状況や整備方針などを公表しており、耐震化率100%を目標として、耐震化に取り組んでいきます。

③ 市町村施設の耐震化の促進

市町村が所有する公共建築物は、災害時に学校は避難所等として活用され、病院では負傷者の治療が、庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。平常時の利用者の安全確保のほか、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、特に、市町村地域防災計画に位置付けられた建築物の耐震化は喫緊の課題です。

このため、市町村においては、これらの建築物の耐震化に重点的に取り組むとともに、市町村所有の特定公共建築物の耐震診断及び耐震改修を速やかに実施し、施設を利用する住民に対して耐震性能に関する周知に努める必要があることから、道では、耐震診断・改修の実施に向けた助言や働きかけなどを行います。

(8) その他の地震時の安全対策の推進

地震発生時では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生していることから、道及び市町村は、住宅・建築物の耐震化と合わせて、窓ガラス等の落下防止対策などの地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

① 窓ガラス等の落下の防止対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス・外装材・屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、所有者に対し改善指導を行います。

② 大規模空間の天井の脱落防止対策

平成15年の十勝沖地震では、空港ターミナルビルの天井が崩落する被害が生じ、さらに平成23年の東日本大震災では、体育館や劇場など比較的新しい建築物も含めて大規模空間の天井が脱落する被害が発生しました。これらの被害を踏まえ、道では、国土交通省の基準等に基づき、道有施設の対策を講じるとともに、建築基準法に基づく所有者による定期報告制度などにおいて、安全性の確保を図るよう指導します。

③ エレベーター内の閉じ込め防止対策

地震発生時において、建築物に設置しているエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害がこれまで発生しています。

これらの被害を防止するため、建築基準法に基づく所有者による定期検査において、地震の初期振動を感知し、最寄階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置の促進を図るとともに、地震時のリスク等を周知するなど、安全性の確保を図るよう指導します。

④ ブロック塀等の倒壊防止対策

地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導します。

(9) 耐震診断・改修に係る相談体制の充実

道の各（総合）振興局及び全ての市町村において、耐震診断及び耐震改修に係る相談窓口を設置し、診断等に関する相談対応をしています。

また、一般財団法人北海道建築指導センターにおいては、専門家による技術相談・法律相談を行っており、一般社団法人北海道建築士事務所協会においては、有料で現地調査も含めた技術相談を行っています。引き続き相談への対応をしていくとともに、道のホームページなどで積極的な周知を行い、道及び市町村の相談窓口や建築関係団体の技術相談等との連携を図るよう努めます。

4 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、建築士等が耐震診断等について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましいことから、道では、関係団体の協力を得て、講習会等の開催などに努めます。

(1) 耐震診断・改修技術講習会の開催

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士や事業者が行った詳細な耐震診断結果や道内の地域特性に応じた耐震改修工法を地域ごとに普及・展開することが重要です。

道では、道内建築士等の技術の習得や資質の向上を図るため、耐震改修支援センター等の協力を得て、耐震診断・耐震改修技術講習会の開催に努めます。

また、道では、耐震診断などを実施しようとしている所有者等が、耐震診断等の講習会を受講した建築士等に簡単にアプローチできるよう、道のホームページにおいて、受講者の名簿を公表して、情報提供の充実を図っていきます。

(2) 耐震改修工法や地震防災対策の研究・技術開発の推進

住宅・建築物の耐震改修を推進するためには、コスト削減や本道の気候風土に適した効果的な新工法や地震被害評価手法などの技術開発を図ることが必要です。

道では、これまでも地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部を中心に既存木造住宅の耐震性能における道内での地域特性に基づく補強手法の検討に関する研究や既存木造住宅の断熱改修と合わせた外壁の耐震化工法の研究など、成果を上げています。今後も、継続的にコスト削減や本道の気候風土に適した耐震化に関わる研究・技術開発を推進します。

また、耐震改修工法に関しては、研究成果の一般への普及を図るため、様々な機会を捉えて周知に努めていきます。

第6章 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 耐震改修促進法に基づく指導等

耐震改修促進法では、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課しています。

このため、所管行政庁は、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

また、耐震診断が義務付けられている不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び耐震改修促進法第15条第2項に規定する不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物等については、その所有者が適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないものであり、行政としても耐震性能の向上について適切な措置をとるように指導・助言、指示を行う必要性が高いものです。

このため、所管行政庁は、国の基本方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案して、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わないものに対しては必要な指示を行うこととします。さらに正当な理由なく所有者が指示に従わなかったときは、その旨を公表することとします。

2 建築基準法に基づく勧告又は命令

所管行政庁が、耐震改修促進法の規定に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震診断が義務付けられている大規模建築物等の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項の規定に基づく勧告を行うとともに、その所有者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づく命令を行います。

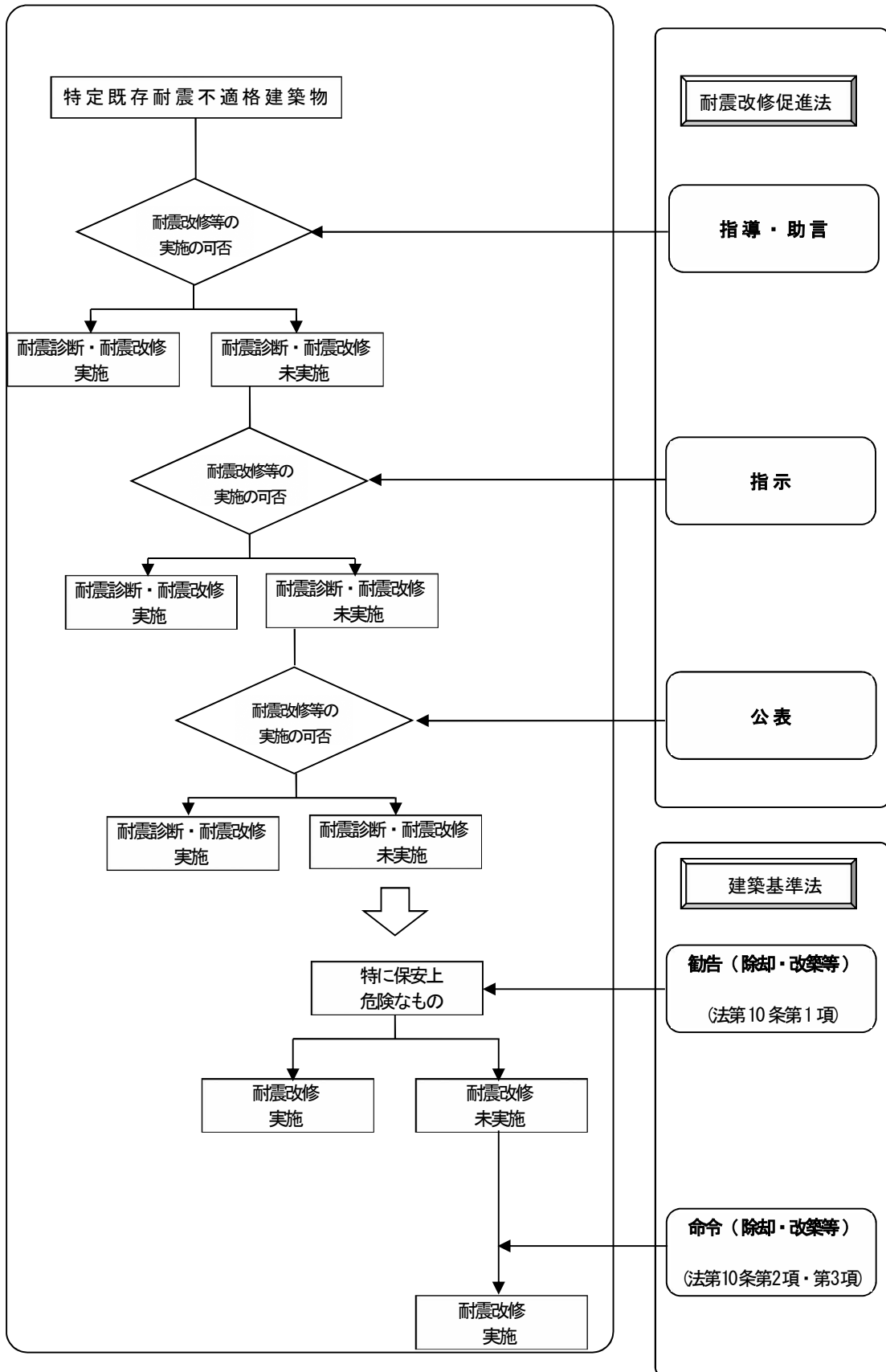
また、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに同条第3項の命令を行います。

3 所管行政庁との連携

建築物の耐震化を促進するためには、指導等を行うにあたり、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、その内容、実施方法を定め、効果的な実施を図っていく必要があります。

道は、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」や「全道建築防災・維持保全連絡会議」などの場を通じ、所管行政庁間で協議を行いながら、建築基準法に基づく勧告・是正命令の具体的な取組方針等を定めるなど、住宅や建築物の地震に対する安全性の確保・向上を図るため、他の所管行政庁と連携して指導等を進めていくこととします。

＜建築基準法による勧告等の実施の流れ＞



第7章 計画の推進に関する事項

1 市町村耐震改修促進計画

耐震改修促進法では、市町村においても、耐震改修促進計画を定めるよう努めることとされており、現在、道内の全ての市町村において計画を策定していますが、各市町村においては、耐震改修促進法の改正及び本計画の見直しの内容等を勘案しつつ、市町村耐震改修促進計画を見直すこととします。

市町村耐震改修促進計画には、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、少なくとも、耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標や耐震化の促進を図るための施策、地域住民との連携等による普及啓発などを定めることとします。

なお、市町村耐震改修促進計画の見直しに当たって、道は市町村に対し、見直しに必要な情報や揺れやすさマップの更新のための基礎資料の提供など必要な支援及び情報提供を行うものとします。

2 市町村及び関係団体との連携

道、市町村及び建築関係団体は、住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行う場として、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置しています。

今後、本計画に掲げた目標の進捗管理や施策に対する連携方策、市町村や建築関係団体等の取組を連絡協議するため、当該会議を定期的で開催して、住宅・建築物の耐震化に向けて連携して取り組んでいきます。

3 道の計画推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内関係部局との連携が不可欠であることから、住宅・建築物の耐震化を促進する道の全庁的組織である「北海道耐震改修推進会議」等を継続して開催し、耐震化の促進に向けた対応を図るとともに、本計画の着実な推進を図っていきます。

戸建て
住宅の

無 料 耐 震 診 断 お問い合わせ先

道では、道民の方々の地震に対する不安の解消と住宅の耐震改修等を促進するため、戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断を実施しています。

詳細は、住宅の所在地である(総合)振興局建設指導課へお問い合わせください。

振興局名・担当部局	所 在 地	連絡先(電話番号)
空知総合振興局 建設指導課建築住宅係	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0067
石狩振興局 建設指導課建築住宅係	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館	011-204-5833
後志総合振興局 建設指導課建築住宅係	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1373
胆振総合振興局 建設指導課建築住宅係	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9594
日高振興局 建設指導課建築住宅係	〒057-8558 浦河町栄丘東通56	0146-22-9293
渡島総合振興局 建設指導課建築住宅係	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-47-9466
檜山振興局 建設指導課建築住宅係	〒043-8558 江差町字陣屋町336-3	0139-52-6632
上川総合振興局 建設指導課建築住宅係	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目	0166-46-5947
留萌振興局 建設指導課建築住宅係	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8449
宗谷総合振興局 建設指導課建築住宅係	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2930
オホーツク総合振興局 建設指導課建築住宅係	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0642
十勝総合振興局 建設指導課建築住宅係	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	0155-27-8601
釧路総合振興局 建設指導課建築住宅係	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54	0154-43-9192
根室振興局 建設指導課建築住宅係	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28	0153-23-6832

- 対象住宅：2階建て以下・延べ床面積は500㎡以下・申請者が当該戸建て住宅を所有又は居住していること。
- 診断方法：「木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人 日本建築防災協会)の一般診断法により、住宅の図面等で診断します。
- 申 込：あらかじめ耐震診断申込書を住宅が所在する(総合)振興局建設指導課へ郵送又はFAX送信し、事前に受付を行ってください。(地元市町村の担当課へ持参していただいても構いません。)

北海道耐震改修促進計画
令和3年（2021年）4月

北海道建設部住宅局建築指導課

札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-204-5097